

# 支援金詳細

## 山形県賃金向上推進事業支援金

山形県内の事業所内の非正規雇用労働者の処遇改善、特に女性の賃金向上及び正社員化を促進するため、予算の範囲内において、以下のとおり「山形県賃金向上推進事業支援金」を支給します。

地域	山形県
支援の種類	給付型（ 1 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	【賃金アップコース】対象労働者：令和6年4月1日から令和6年8月31日の間に、1回当たりの改定で時給50円以上増額されていること等 【正社員化コース】対象労働者：令和6年4月1日から令和6年11月30日の間に事業所内の非正規雇用から正社員に転換されていること等
公募期間	2024年4月15日～2024年10月31日
上限金額・助成金	【賃金アップコース】対象者1人につき5万円（1事業所あたり5人まで） 100円以上を増額改定した場合は対象者1人につき5万円上乗せ 【正社員化コース】対象者1人につき10万円（1事業者あたり5人まで） 対象労働者が就職氷河期世代に該当する場合、対象者1人につき10万円上乗せ
給付要件	
その他	予算がなくなり次第終了となります
問合せ先	産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 電話：023-630-2439
URL	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/seishainkasuishin/tinginkojo20210401.html">https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/seishainkasuishin/tinginkojo20210401.html</a>